

整骨院・接骨院に

健康保険でかかる際の

料金基準等が**変**わりました 6月から

領収証・明細書の発行なども義務付け 9月から

2010年6月から、健康保険を使って整骨院・接骨院の柔道整復師の施術を受ける場合の料金基準等が変わりました。

また、9月からは、柔道整復師に領収証の無料発行・明細書の希望発行が義務付けられます。

「**施術**」とは？

柔道整復師から受ける治療行為を「**施術**」と呼んでいます。

2010年
6月から
変わりました

1 一度に複数の部位を 施術したときの 料金基準が変わりました

同時に複数の部位を施術する場合、2回目以降の施術では、3部位目の料金基準が所定料金の80%から70%に見直され、4部位目からについては3部位目までの料金に含まれることになりました（5月までは4部位目の料金基準は所定料金の33%）。

料金基準
〔2回目以降の施術〕

腰・右もも

1・2部位目

所定料金の100%

背 中

3部位目

所定料金の70%

首

4部位目

3部位目までの料金に含まれます

2 2回目以降の 基本施術料が 引き上げられました

ねんざ・打撲で整骨院・接骨院に通う場合、2回目以降の基本施術料（後療料）が470円から500円に引き上げられました。

④本紙掲載の施術料金の額は、患者の一部負担額を含めた総額です。

2010年
9月から
変わります

領収証を
お忘れですよ

領収証

「医療費控除」とは

1年間に自己負担した医療費等（家族の分を含む）が一定額（10万円または所得総額の5%のいずれか少ないほう）を超えると、税務署に確定申告すると税金が戻ってくる制度です。

1 柔道整復師に 領収証の無料発行・ 明細書の希望発行が 義務付けられます

患者負担分・健康保険分がわかる領収証の発行が柔道整復師に義務付けられます。また、施術内容等が記載された明細書は、患者が希望すれば発行してもらえます（実費がかかることもあります）。



Point

**領収証は必ずもらって、
きちんと保管しておきましょう**

柔道整復師から受けた施術の費用も医療費控除の対象になります。領収証は必ずもらって大切に保管しておくようにしましょう。

2 「療養費支給申請書」の 必須記載項目が 増えます

3部位目以降の施術は、柔道整復師が作成する療養費支給申請書に、部位ごとに負傷原因が記載されるようになります。また、骨折・脱臼の場合は、医師の同意についても記載されるようになります。2011年1月からは、施術日の記載も義務付けられます。

★療養費の申請等について不正があった場合は、柔道整復師以外に、整骨院・接骨院の開設者（オーナー）の責任も問われることとなります〔2010年9月から〕。

内容を
よく確認して
サインして
ください



Point

**「療養費支給申請書」は、
必ず内容を確認したうえで署名しましょう**

療養費支給申請書は、柔道整復師が患者の代わりに作成しています。この内容をもとに、健保組合へ健康保険分が請求されますので、必ずよく確認するようにしましょう。

ご存じですか？

疲労回復のためには、健康保険は使えません

健康保険は、あくまでケガの治療を目的としたものにしかならず使えません。そのため、筋肉痛や慢性的な腰痛・肩こりを解消するためのマッサージなどには、健康保険は使うことができないのです。

健康保険が使えるときをきちんと理解したうえで、整骨院・接骨院にかかるようにしましょう。



残念ながら肩こりには健康保険は使えません

健康保険が使えるのは
**この場合
だけです**

すべてチェックがつけば健康保険が使えます



負傷原因

業務上または通勤途中のケガでないこと



業務上または通勤途中でケガをした場合は労災保険の扱いになります。

※交通事故の場合は、すみやかに健保組合へご連絡ください。

負傷内容

ねんざ・打撲・肉離れであること

慢性的な肩こり・腰痛、スポーツによる筋肉痛、病気（リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）からくる痛みには健康保険は使えません。



※医師の同意があれば、骨折・脱臼の場合も健康保険が使えます（応急処置のみ同意がなくても可）。

「療養費支給申請書」への署名

内容がきちんと合っていること

内容が誤っていた場合、健康保険が使えないこともありますので、**次の項目**を必ず確認してから署名してください。

確認したい項目

- 負傷内容・負傷原因は正しいか？
- 施術内容は合っているか？
- 通院回数は合っているか？
- 支払った金額と自己負担額が合っているか？



はり きゅう 鍼・灸、あん摩・ マッサージ・指圧の 施術料金が引き上げられました

2010年6月から
変わりました

鍼・灸の施術料金* (初回)

*施術料金=初検料+施術料で、初検料のみ引き上げられました。

< 鍼または灸どちらか一方を行う場合 >

2,330円⇒**2,600円** [+ 270円]
(2回目以降はこれまでどおり1,195円)

< 鍼と灸を併用して行う場合 >

2,680円⇒**2,950円** [+ 270円]
(2回目以降はこれまでどおり1,495円)

※電気針等使用時は、それぞれ30円を加算

あん摩・マッサージ・指圧の施術料

< 1局所につき >

255円⇒**260円** [+ 5円]

< 変形徒手矯正術 >

530円⇒**535円** [+ 5円]



健康保険が使えるのは この場合だけです

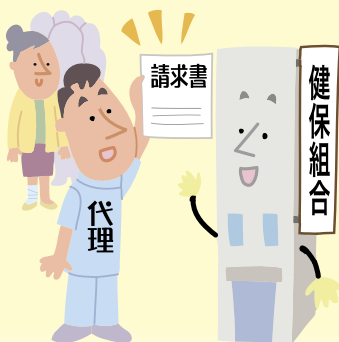
鍼・灸は対象疾患が、あん摩・マッサージ・指圧は対象症状が決められており、さらに医師の同意書・診断書が必要です。

●鍼・灸の対象疾患
神経痛・リウマチ・腰痛症・五十肩・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症

●あん摩・マッサージ・指圧の対象症状
筋麻痺・関節拘縮等で、医療上マッサージを必要とする症状

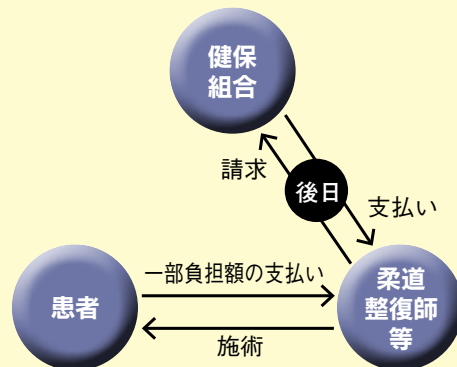
本来は患者の「立て替え」が必要です

健康保険を使って、整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けた場合、鍼・灸、あん摩・マッサージを受けた場合は、本来は患者がいったん施術費用の全額を立て替え、後で健康保険分を健保組合に請求するものです。しかし、それでは一時的に患者の負担が大きくなってしまいうため、柔道整復師や鍼灸師、あん摩・マッサージ師が患者の代わりに健保組合へ健康保険分の請求を行う「受領委任払い」が一般的です。



患者が申請すべきものを、柔道整復師等が代わりに行っているわけですから、患者も必ず内容を確認するようにしましょう。

●受領委任払いの流れ●



★整骨院・接骨院に健康保険を使ってかかった方に、後日、健保組合から施術内容を確認させていただくことがあります。施術内容は、メモするなどして控えておいてください。